

## 福祉医療制度における訪問看護に係る制度拡充

- 現在は…  
訪問看護ステーション等からの訪問看護を利用した場合、健康保険の自己負担額（3割等）の支払い
- 新制度になれば…  
訪問看護ステーション等からの訪問看護を利用した場合、各福祉医療制度の自己負担額のみ支払い

### ☆各福祉医療制度の自己負担額

	自己負担額（通院）24年9月以降
重度心身障害者医療	なし
重度障害老人健康管理費	
母子家庭等医療費	
子ども医療	0から3歳未満 1医療機関 200円/月
	3歳から小学校卒業 3,000円/月
老人医療	1割又は3割負担（上限額あり）

- ★ 訪問看護利用料の自己負担額は、通院の自己負担額と同様になります。

## くらすコメント

訪問看護の利用料負担の軽減が図られるもので歓迎しますが、子どもの医療費支給制度が、就学前までが小学校卒業までとするものの、「月額1院所の外来通院費3,000円を越える費用の償還払い」では、訪問看護の利用を広げることにはなりにくい…と残念に思います。